

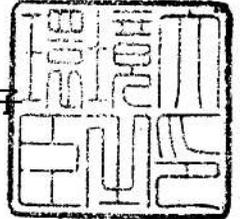
認 定 証

東京都港区芝大門二丁目5番5号
旭化成建材株式会社
代表取締役社長 佐次 洋一 殿

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の3第1項の規定に基づく認定を受けた者であることを証する。

平成16年9月17日

環境大臣臨時代理
国 務 大 臣 小 野 清 子



記

1. 認定の年月日 平成16年9月17日
2. 認定番号 第18号
3. 産業廃棄物の種類

軽量気泡コンクリート製品が産業廃棄物となったもの

ただし、旭化成建材株式会社が製造し、かつ販売する軽量気泡コンクリート製品であって、新築、改築工事の作業場から排出される廃材を、5.（2）の産業廃棄物の収集運搬を業として行う者4社、又は都道府県知事若しくは保健所設置市長の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者が回収し、5.（3）の産業廃棄物の処分を業として行う者1社において破碎等の処理を行い、旭化成建材株式会社の軽量気泡コンクリート製品の原材料として利用するものに限る。

なお、当該産業廃棄物の回収の際にやむを得ず混合してしまったもので、当該認定に係る一連の処理行程において適正な処理が確実に行われる同一性状の他社製品も含む。

4. 処理を行う区域

日本全国

5. 認定を受けた者及びその委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者並びにそれらの事業内容

(1) 製造事業者等 (認定を受けた者)

	名 称	代表者の氏名	所 在 地
1	旭化成建材株式会社	代表取締役社長 佐次 洋一	東京都港区芝大門二丁目5番5号

(2) 産業廃棄物の収集運搬を業として行う者 (認定を受けた者から委託を受けた者)

	名 称	代表者の氏名	所 在 地
1	丸富士運輸株式会社	代表取締役 松野 幸昌	岐阜県瑞穂市大字牛牧字礼木878番地の3
2	センコー株式会社	代表取締役 福田 泰久	大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番30号
3	旭光商運株式会社	代表取締役 赤峰 英裕	千葉県松戸市松飛台544番地2
4	南豫通運株式会社	代表取締役 兵頭 謙太郎	愛媛県宇和島市築地町一丁目6番21号

(3) 産業廃棄物の処分を業として行う者 (認定を受けた者)

	名 称	代表者の氏名	所 在 地
1	旭化成建材株式会社	代表取締役社長 佐次 洋一	東京都港区芝大門二丁目5番5号 施設の所在地 境工場 茨城県猿島郡境町大字染谷106 穂積工場 岐阜県瑞穂市別府2142番地 岩国工場 山口県岩国市大字通津字南白崎3915

以 上